附　則

1　この命令は、公布の日から施行する。

2　この命令による改正後の労働金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）第二十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第二十七条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類（労働金庫法第四十一条第一項に規定する計算書類をいう。以下この項において同じ。）についての監査報告及び会計監査報告について適用し、同日前に開始した事業年度に係る計算書類についての監査報告及び会計監査報告については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○農林水産省・内閣府令第三号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十五条第一項及び第四項（これらの規定を同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月十三日

内閣総理大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年農林水産省・内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項第二号中「正当な理由による」を削り、同条第三項を削る。

別紙様式第一号一⑵記載上の注意に次のように加える。

4　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。

別紙様式第二号中「給付補てん備金」を「給付補塡備金」に改め、同様式記載上の注意1⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３、第８条の３の２及び第８条の３の４から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当該事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項については、記載を要しない。）

別紙様式第三号中「その他経常収益」を「その他経常収益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益」に、「固定資産処分益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益」を「固定資産処分益」に、「前年度繰越剰余金（又は前年度繰越損失金）」を「当年度当初繰越剰余金（又は当年度当初繰越損失金）」に改め、同様式記載上の注意４中「前年度損益修正その他異常な」を「非経常的な」に改め、同記載上の注意5中「前年度繰越剰余金又は前年度繰越損失金」を「当年度当初繰越剰余金又は当年度当初繰越損失金」に改め、同記載上の注意に次のように加える。

14　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。）を行った場合には、当年度当初繰越剰余金又は当年度当初繰越損失金に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当年度当初繰越剰余金又は当年度当初繰越損失金を区分表示すること。

別紙様式第五号一⑵記載上の注意に次のように加える。

6　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行うこと。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記すること。

別紙様式第七号中「その他経常利益」を「その他経常収益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益」に、「固定資産処分益
貸倒引当金戻入益
償却債権取立益」を「固定資産処分益」に、「前年度繰越剰余金（又は前年度繰越損失金）」を「当年度当初繰越剰余金（又は当年度当初繰越損失金）」に改める。